

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会（第2回）

対象：認定こども園（移行予定園を含む）

平成26年9月18日（木）

午後5時30分～午後7時30分

会場：関内中央ビル 10階大会議室

〈次第〉

1 開会

2 議事

- (1) 認定・利用調整等の流れについて
 - ・新制度における認定等手続きについて
 - ・認定こども園と保育所等の併願について
- (2) 利用者負担について
- (3) 「利用定員」の運用について
- (4) 園則の変更等について
- (5) 質疑応答

3 閉会

〔配付資料〕

資料1-1	新制度における認定等手続きについて
資料1-2	認定こども園（1号定員枠）と保育所等の併願について
資料2	利用者負担について
資料3	「利用定員」の運用について
資料4	園則の変更等について

参考資料1	公定価格における職員配置の考え方について
参考資料2	認可定員を超過している私立幼稚園への対応について

新制度における認定等手続きについて

1 手続きのポイント

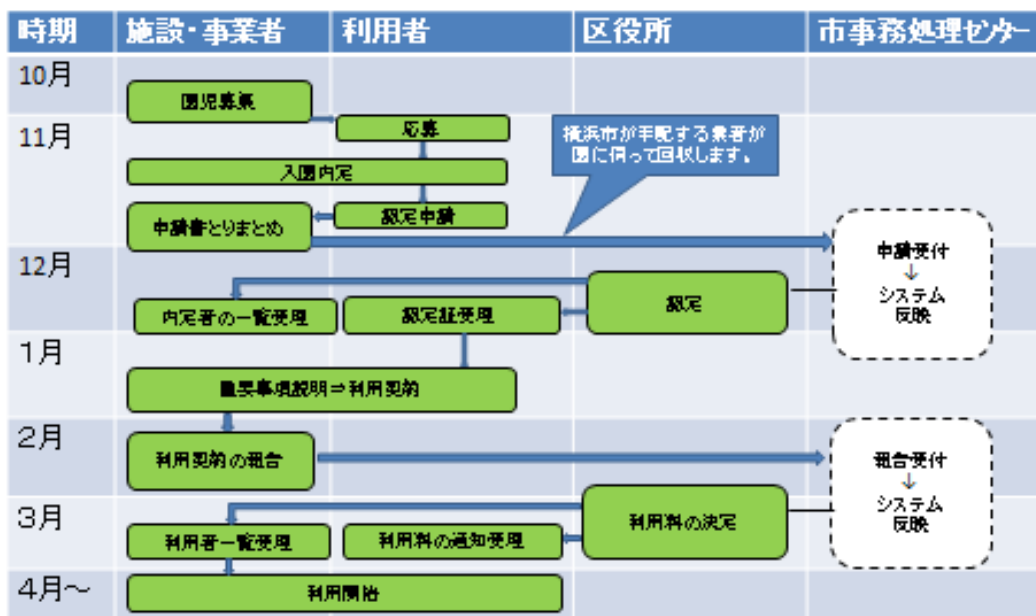
①認定について

- 新制度においては、施設・事業者を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。
- 認定証は、利用者からの申請に基づき、市が発行します。

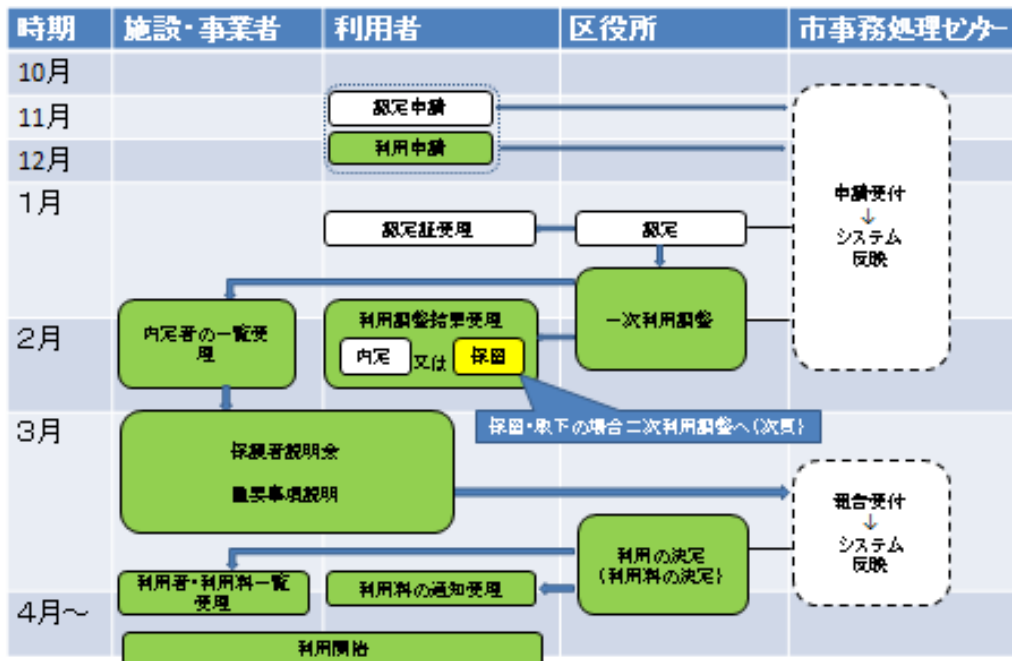
②利用契約について

- 事業者は利用者に対し運営規定等重要事項を説明した上で、両者で利用契約を締結する必要があります。

幼稚園・認定こども園(1号) 新規入園(27年4月入園の場合)

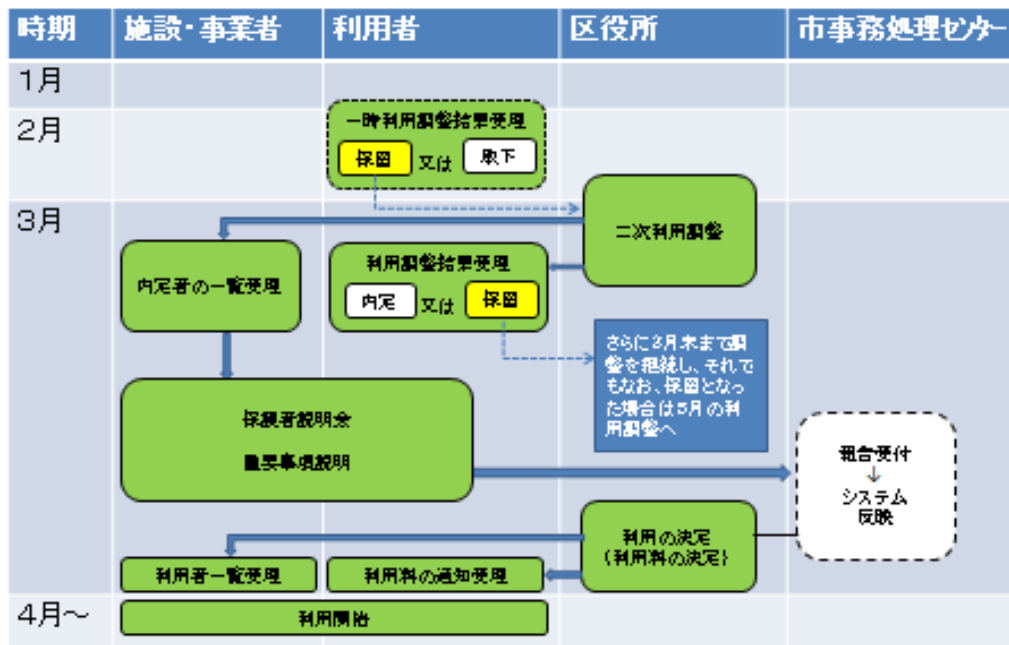


認定こども園、保育所(2・3号)新規利用(27年4月利用の場合)



認定こども園、保育所(2・3号)新規利用(27年4月利用の場合)

★二次利用調整★



2 平成27年4月利用（新規）に関する日程について（予定）

幼稚園・認定こども園（1号）

①10月15日～…願書配布/利用案内の配布開始

※申請書同封の利用案内を10月10日頃までに各幼稚園に送付します。利用案内は、各区役所にも配架する予定です。

②11月1日～…入園受付開始

③11月1日～…内定

④～12月1日…「認定申請兼利用施設届出書」保護者から幼稚園への提出

⑤12月1日～12日…「認定申請兼利用施設届出書」幼稚園から横浜市が集配車で回収

⑥～12月末…幼稚園へ利用者一覧の発送、保護者へ認定証の発送

※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。

⑦～2月…幼稚園と保護者との間で契約締結

⑧～2月18日…「契約者一覧」幼稚園から横浜市への提出

⑨3月下旬…幼稚園へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

認定こども園・保育所・地域型保育事業（2・3号）

①10月6日～…雇用証明書の配布開始

②10月15日～…利用案内の配布開始

③11月5日…郵送受付締切日（神奈川区、旭区、港北区、緑区、栄区、戸塚区）

11月11日…郵送受付締切日（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区）

④11月21日…申請最終〆切

⑤～1月末頃…保護者へ認定証の発送

※認定証を送付する際に、認定決定通知書が送られてきます。認定決定通知書には階層区分が記載されています。

⑥～2月上旬…施設・事業に利用者一覧の発送、保護者へ一次利用調整結果通知/保留通知の発送（一次）

⑦～3月上旬…施設・事業に利用者一覧の発送、保護者へ二次利用調整結果通知/保留通知の発送（二次）

※さらに3月末まで調整を継続し、それでもなお、保留となった場合は5月の利用調整へ

⑧～3月…施設・事業者と保護者との間で契約締結

⑨～3月…「契約者一覧」施設・事業から横浜市へ提出

⑩3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」（利用料記載）の発送、保護者へ利用料通知書発送

市民周知について

こども青少年局においては、利用者説明会、8月号の「広報よこはま」とホームページにおいて、

- ・雇用証明書の配布開始日（10月6日）
- ・利用案内の配布開始日（10月15日）
- ・認定及び利用調整の基準日（9月30日）

についてお知らせしています。

3 (1) 利用までの手続きについて (1号)

平成27年4月利用開始の流れ

市内に居住する児童(市内児童)

- 10月10日頃までに「利用案内」を各幼稚園に納品します。利用案内には「認定申請兼利用施設届出書」が同封されています。(区役所より、受入人数分程度を納品予定。)
- 11月1日入園受付開始。内定した保護者に利用案内一式をお渡しく下さい。
- 12月1日～12日の間に集配車で回収します。それまでの間で、各園において申請書の提出期限を設定の上、保護者にお知らせください。
※集配の日程については、10月頃にお伝えします。
- 施設利用者一覧を12月末頃に発送します。保護者にも同時期に認定証を送付しますので、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を結んでください。
- 施設利用者一覧を加除修正した**契約者一覧を作成し、2月18日までに、「認定利用調整事務センター」に提出してください。**
- 市内在住利用者の最終的な利用料については、3月下旬に区役所より通知します。

市外に居住する児童(市外児童)

- 居住市町村において認定を受ける必要があります。認定申請書等を取りまとめていただき、本市にご提出いただければ、本市より、該当市に送付いたします。なお、個人情報になりますので、横浜市を経由して居住市に提出する旨保護者に了解を取っていただきますようお願いいたします。
- 申請書は市町村により異なります。横浜市外の児童が在籍している場合は、事前に園より該当市から取り寄せてご用意いただくか、居住市に問い合わせるよう保護者にご案内ください。
- 契約者一覧を提出する際に、市外児童については**認定証の写しを添付し、2月18日までに、「認定利用調整事務センター」に提出してください。**(締切後に契約をした場合は、その都度ご連絡願います。)
- 該当市より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

在籍児の手続きについて

市内児童

- 11月頃に、申請書を在籍児数分(卒園予定児除く)送付しますので、来年度以降引き続き利用する児童の保護者にお渡しく下さい。
- 平成26年11月25日(火)～平成26年11月28日(金)の間に、保護者の方から申請書を回収していただきますようお願いいたします。
- 12月1日～12日の間に集配車で新規4月入園申込みの方と同じ時期に回収します。
- 集めた申請書と一緒に、在園児名簿を添付してください。

市外児童

- 新規と同様に、居住市町村において認定を受ける必要があります。認定申請書等を取りまとめていただき、他の児童と合わせて、本市にご提出ください。なお、個人情報になりますので、横浜市を経由して居住市に提出する旨保護者に了解を取っていただきますようお願いいたします。
- 申請書は市町村により異なりますので、市外の児童が在籍している場合は、事前に園より該当市から取り寄せてご用意いただくか、居住市に問い合わせるよう保護者にご案内ください。
- 当該市より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

毎月の申し込みについて

市内児童

- 内定した児童に「認定申請書兼利用施設届出書」を渡し、幼稚園に提出をしてもらってください。受領した申請書は、横浜市こども青少年局企画調整課新制度準備担当にご提出ください。
- 幼稚園に通っていて、保育所に入所したい場合は、2号の認定申請が必要になります。その場合は、認定変更の手続きが生じますので、施設のある区の区役所こども家庭支援課で手続きを行うようにご案内してください。

市外児童

- 内定した児童に該当市の「認定申請書」を渡し、幼稚園に提出をしてもらってください。事前に園より該当市から取り寄せてご用意いただくか、居住市に問い合わせるよう保護者にご案内ください。
- 受領した申請書は、他の児童と合わせて、横浜市こども青少年局企画調整課新制度準備担当にご提出ください。なお、個人情報になりますので、横浜市を経由して居住市に提出する旨保護者に了解を取っていただきますようお願いいたします。

3 (2) 利用までの手続きについて (2・3号)

平成 27 年 4 月利用開始の流れ

市内児童

- 10月10日頃までに「利用案内(2・3号用)」を各施設に納品します。施設に取りに来る保護者の方がいるため、取りに来た場合はお渡しください。
- 10月15日以降に利用案内・申請書類の配付が始まります。10月15日以前に取りに来て渡さないでください(雇用証明書は除く)。
- 提出は、「認定利用調整事務センター」へ原則郵送で送付することになっています。また、申請書類の提出締切日は居住区によって異なりますので、ご留意願います。(「2 平成 27 年 4 月利用(新規)に関する日程について(予定)参照。」)
- 1月下旬に保護者へ認定証が交付されます。
- 施設利用者一覧を2月上旬頃に発送します。保護者にも同時期に利用調整結果通知を送付しますので、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を結んでください。
- 施設利用者を加除修正した契約者一覧を作成し、2月18日までに、「認定利用調整事務センター」に提出してください。
- 市内在住利用者の最終的な利用料については、3月下旬に区役所より通知します。

市外児童

- 市外児の場合は、居住市町村において認定を受ける必要があります。
- 横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うこととなります。
- 他市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

在籍児の手続きについて

市内児童

- 11月頃に、申請書を在籍児数分(卒園予定児除く)送付しますので、来年度以降引き続き利用する児童の保護者にお渡しください。
- 平成27年1月5日(月)～平成27年1月8日(木)の間に、保護者の方から申請書を回収していただきますようお願いいたします。
- 申請書を回収していただいた上で、平成27年1月9日(金)までに区役所へ提出してください。
- 集めた申請書と一緒に、在園児名簿を添付してください。

市外児童

- ・市外児の場合は、新規と同様に、居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・申請書は市町村により異なり、市外の市町村を通して手続きを行ってまいります。
- ・他市町村より利用料のお知らせ等が3月頃届く予定です。

毎月の申し込みについて

市内児童

- ・利用を希望する月により申請締切日が異なります。原則、各月1日からの利用開始です。
- ・お住まいの区の区役所こども家庭課に申請いただくこととなります。詳細については、直接お問い合わせいただくようご案内ください。

市外児童

- ・居住市町村において認定を受ける必要があります。
- ・横浜市の設ける締切日までに市外の市町村を通して手続きを行うこととなります。

注意事項

- ・回収した1号の申請書等については、新規の方と継続の方と分けて整理の上、ご提出願います。
- ・集めた書類は、可能であれば年齢ごとに分けて提出してください。
- ・書類は、園児等の個人情報を含みますので、取り扱いには十分お気を付け下さい。
- ・併願の際の手続き等については、資料1-2「認定こども園と保育所等の併願について」をご覧ください。

【担当】 こども青少年局企画調整課新制度準備担当 045-671-4466

【書類送付先】 契約者一覧等→横浜市こども青少年局企画調整課認定利用調整事務センター
〒231-8781（郵便番号のみで届きます）

毎月の申込み→横浜市こども青少年局企画調整課新制度準備担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

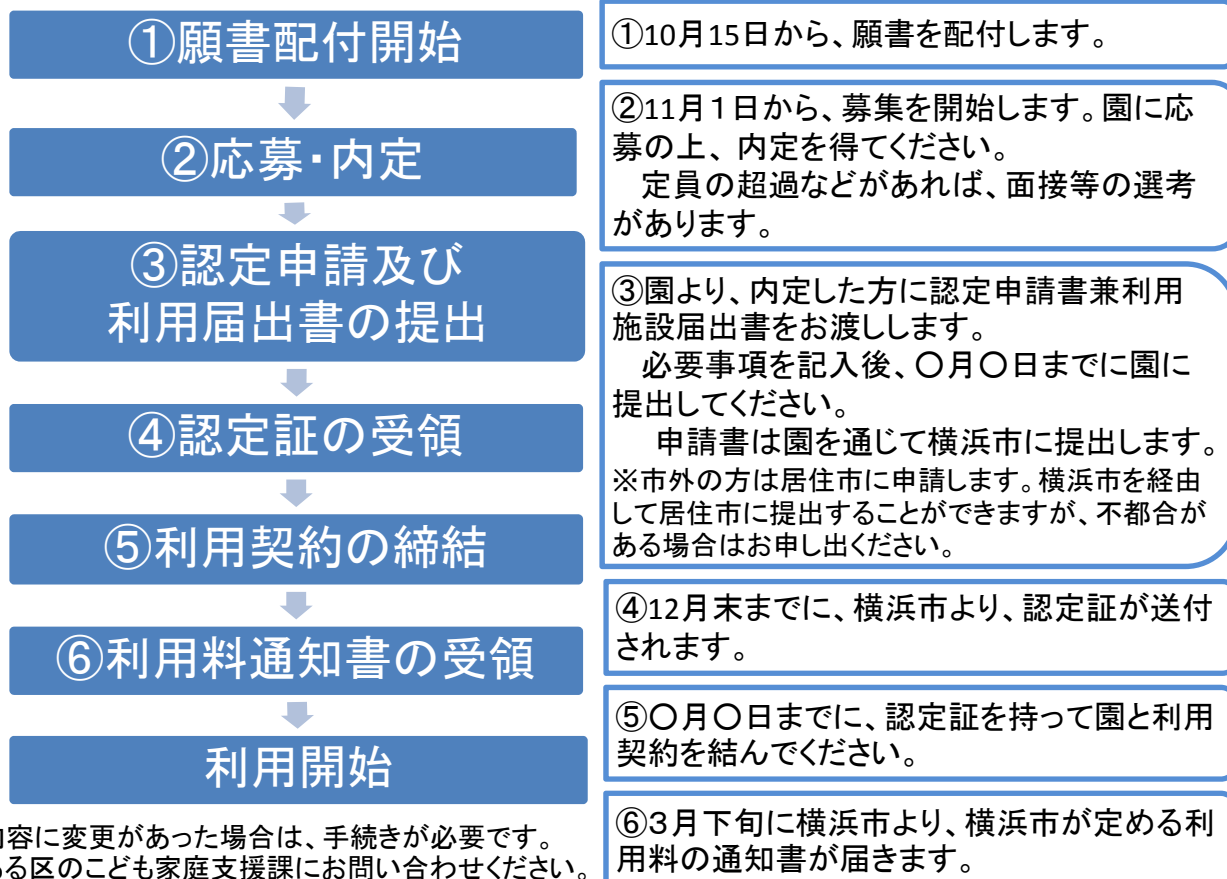
幼稚園利用者の皆様へ(1号認定)

適宜修正してご利用ください。

新制度に関する利用の手続きについて(27年4月新規入園)

- 平成27年4月から幼稚園や認定こども園、保育所等を利用するためには、教育・保育を受けるための認定を受ける必要があります。
- 平成27年4月から幼稚園を利用する方は「1号認定」を受ける必要があります。

※市内在住の方の手続きです。市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にご確認ください。



※認定内容に変更があった場合は、手続きが必要です。
施設のある区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

☆☆当園では「横浜市私立幼稚園預かり保育事業」を実施しています☆☆

<利用時間>
<利用申請方法>

◇◆子ども・子育て支援新制度専用ダイヤル◆◇

045-664-2607

- 問い合わせ対応内容 (1) 子ども・子育て支援新制度の内容
(2) 認定手続きや利用手続きに関すること
(3) 申請書等の記入方法に関する問い合わせ (10月15日以降)
- 設置期間 平成26年8月1日から平成27年1月31日まで(土日祝日も実施)
※平成26年12月28日から平成27年1月4日までを除く)
- 受付時間 8:00~20:00 まで

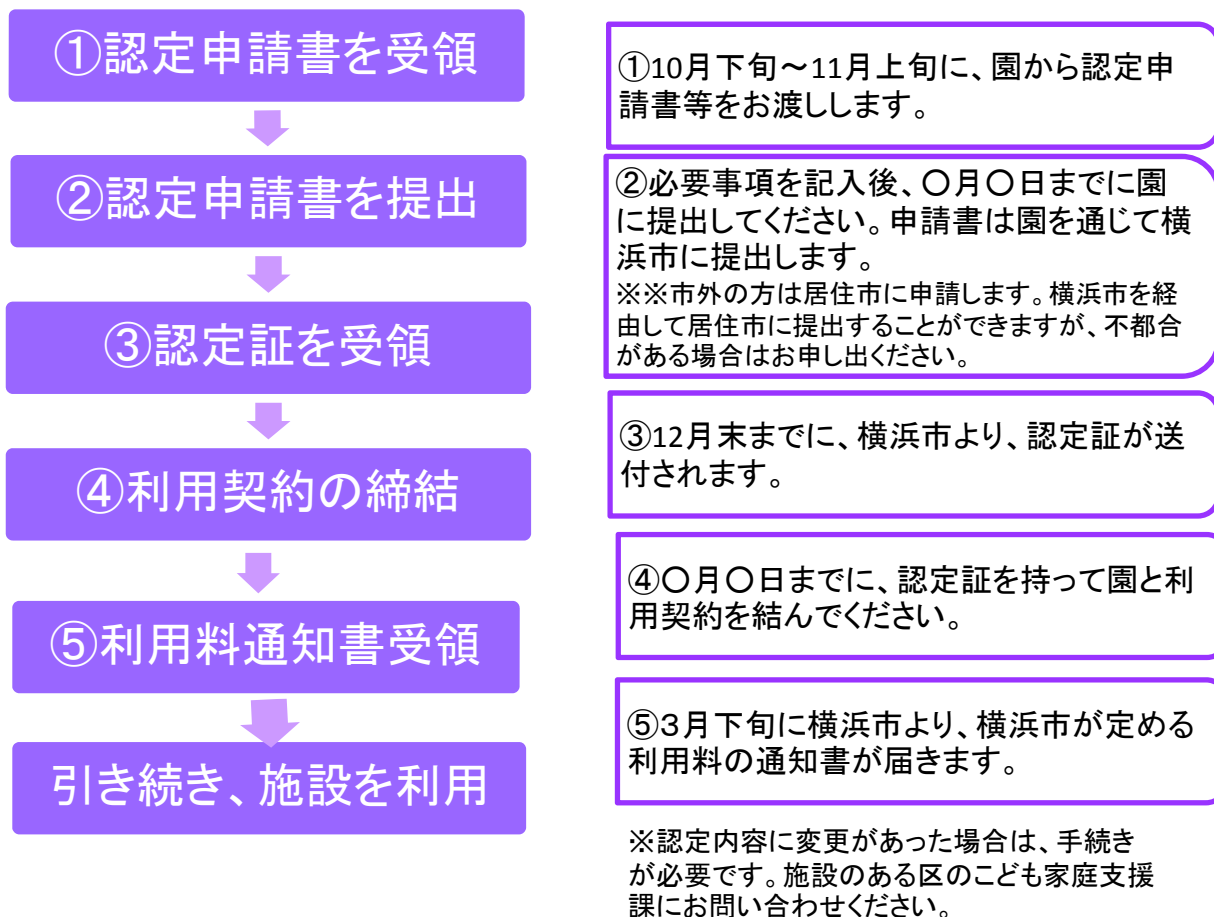
連絡先

幼稚園利用者の皆様へ(1号認定)

適宜修正してご利用ください。

新制度に関する利用の手続きについて(在園児)

- 平成27年4月から幼稚園や認定こども園、保育所等を利用するためには、教育・保育を受けるための認定を受ける必要があります。
- 現在利用している方でも、平成27年4月から幼稚園を引き続き利用する場合は「1号認定」を受ける必要があります。 ※市内在住の方の手続きです。市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にご確認ください。



◇◆子ども・子育て支援新制度専用ダイヤル◆◇

045-664-2607

- 問い合わせ対応内容 (1) 子ども・子育て支援新制度の内容
(2) 認定手続きや利用手続きに関すること
(3) 申請書等の記入方法に関する問い合わせ (10月15日以降)
- 設置期間 平成26年8月1日から平成27年1月31日まで(土日祝日も実施)
※平成26年12月28日から平成27年1月4日までを除く
- 受付時間 8:00～20:00 まで

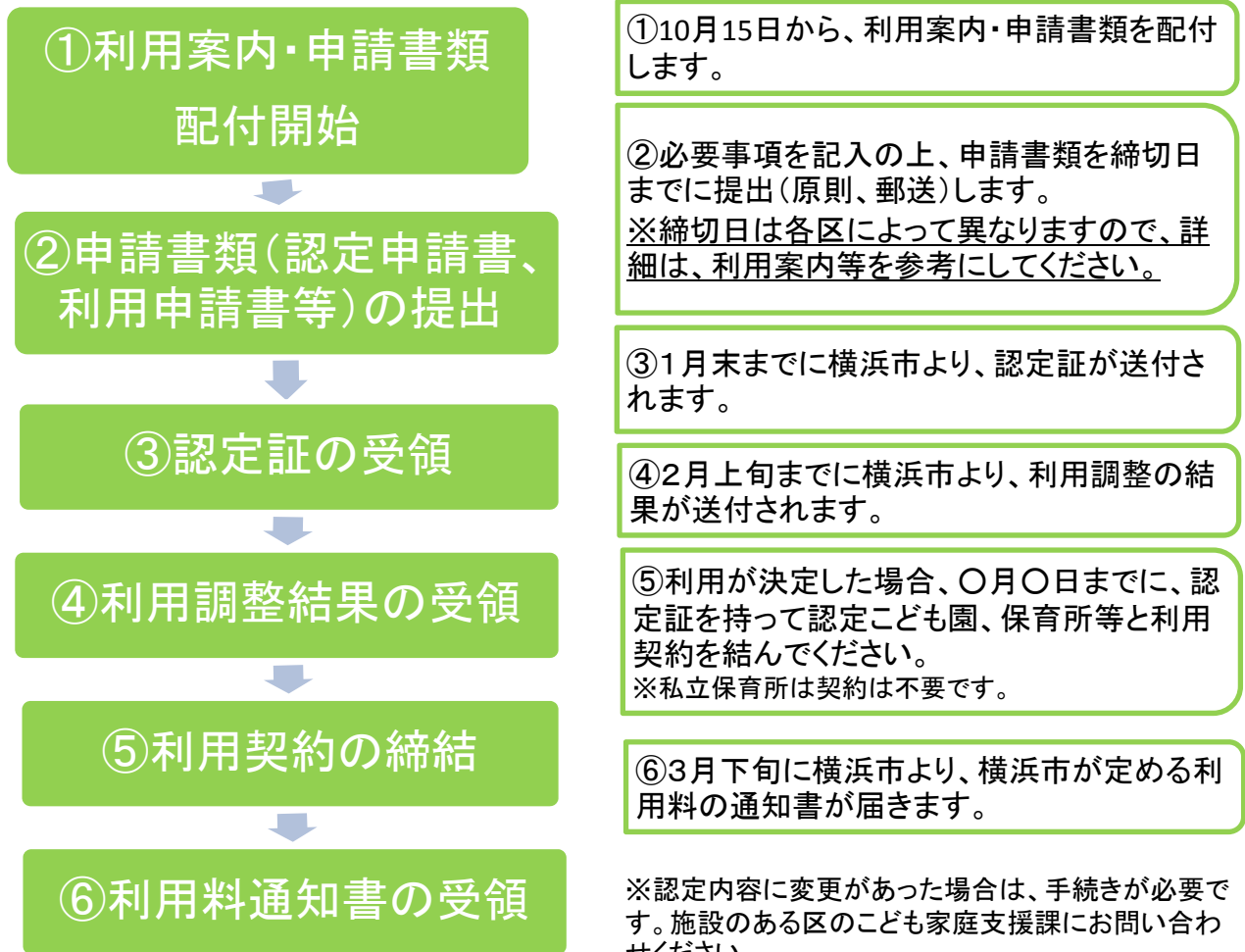
連絡先

認定こども園、保育所等利用者の皆様へ、 適宜修正してご利用ください。

新制度に関する利用の手続きについて(27年4月新規利用)

●平成27年4月から認定こども園、保育所等を利用するためには、保育を受けるための認定(「2号認定」または「3号認定」)を受ける必要があります。

※市内在住の方の手続きです。市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にご確認ください。



☆☆当園では「横浜市私立幼稚園預かり保育事業」を実施しています☆☆

<利用時間>
<利用申請方法>

◇◆子ども・子育て支援新制度専用ダイヤル◆◇
045-664-2607

- 問い合わせ対応内容 (1) 子ども・子育て支援新制度の内容
(2) 認定手続きや利用手続きに関すること
(3) 申請書等の記入方法に関する問い合わせ (10月15日以降)
- 設置期間 平成26年8月1日から平成27年1月31日まで(土日祝日も実施)
※平成26年12月28日から平成27年1月4日までを除く)
- 受付時間 8:00~20:00 まで

連絡先

適宜修正してご利用ください。

認定こども園、保育所等利用者の皆様へ（2号・3号）

新制度に関する利用の手続きについて（在園児）

- 平成27年4月から認定こども園、保育所等を利用するためには、教育・保育を受けるための認定（「2号認定」または「3号認定」）を受ける必要があります。
- 現在利用している方でも、平成27年4月から引き続き利用する場合は「2号認定」または「3号認定」を受ける必要があります。 ※市内在住の方の手続きです。市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にご確認ください。

①認定申請書等を受領

①10月下旬～11月上旬に、園から認定申請書等をお渡します。

②認定申請書を提出

②必要事項を記入後、〇月〇日までに園に提出してください。申請書は園を通じて横浜市に提出します。

③認定証を受領

③3月中旬までに、横浜市より、認定証が送付されます。

④利用契約の締結

④〇月〇日までに、認定証を持って園と利用契約を結んでください。

⑤利用料通知書受領

⑤3月下旬に横浜市より、横浜市が定める利用料の通知書が届きます。

引き続き、施設を利用

※認定内容に変更があった場合は、手続きが必要です。施設のある区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

◇◆子ども・子育て支援新制度専用ダイヤル◆◇

045-664-2607

- 問い合わせ対応内容 (1) 子ども・子育て支援新制度の内容
(2) 認定手続きや利用手続きに関すること
(3) 申請書等の記入方法に関する問い合わせ (10月15日以降)
- 設置期間 平成26年8月1日から平成27年1月31日まで（土日祝日も実施）
※平成26年12月28日から平成27年1月4日までを除く
- 受付時間 8:00～20:00 まで

連絡先

支給認定証イメージ

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

平成27年〇月〇日

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター

子ども家庭支援課

Te l : 〇〇〇-〇〇〇〇

Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長

印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	ヨコハマ コイチロウ		
	氏名	横浜 子一郎		
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
保護者情報	フリガナ	ヨコハマ オヤタロウ		
	氏名	横浜 親太郎		
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定内容	支給認定区分	1号		
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日		

- この証は、よく読んで大切に持っていてください。
- 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。
- 認定有効期間を経過したときは、子ども・子育て支援給付費の支給を受けられません。
認定有効期間を経過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
- 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。
- この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに返却してください。
- 支給認定の資格がなくなったときは、直ちにお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
- 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

(FKD05FM10040)

支給認定決定通知書イメージ

〒 -
 横浜市中区 町0 - 0 - 0

平成27年 月 日

横浜 子一郎 様

〒 -
 横浜市中区 町1 - 1
 区福祉保健センター
 子ども家庭支援課
 Tel : -
 Fax : -

区長 印

支給認定決定通知書【教育】

子ども・子育て支援法第20条に基づく支給認定について、次のとおり決定します。

対象児童	氏名	横浜 子一郎
	生年月日	平成23年 1月 1日
保護者 (申請者)	氏名	横浜 親太郎
	住所	横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101

認定証番号	123456789101	認定区分	1号
認定有効期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日		
根拠となる税額	父	3,000,000 円	判定税額計 8,000,000 円
	母	1,500,000 円	負担区分 D25階層
	その他	3,500,000 円	
補足給付	有		
負担区分適用期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日		
減免期間	平成27年 4月 ~ 平成28年 3月		

施設・事業所名	× 法人 よこはま幼稚園
施設・事業所 住所等	231-0021 横浜市中区日本大通100丁目5555番地

- 負担区分に変更があった場合は、その旨を別途通知します。
- 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。
- 施設等を利用中であっても、支給認定の基準に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消す場合があります。

契約者一覧イメージ

平成27年度

施設・事業利用者一覧（教育）

平成27年〇月〇日

1 / 1

幼稚園

〇〇 施設長 様

子ども・子育て支援法に基づき、次の者の利用を内定しましたので送付します。

申請受理区：鶴見区

クラス：4歳児

利用開始年月：平成27年 4月

横浜市

〇〇区福祉保健センター長

印

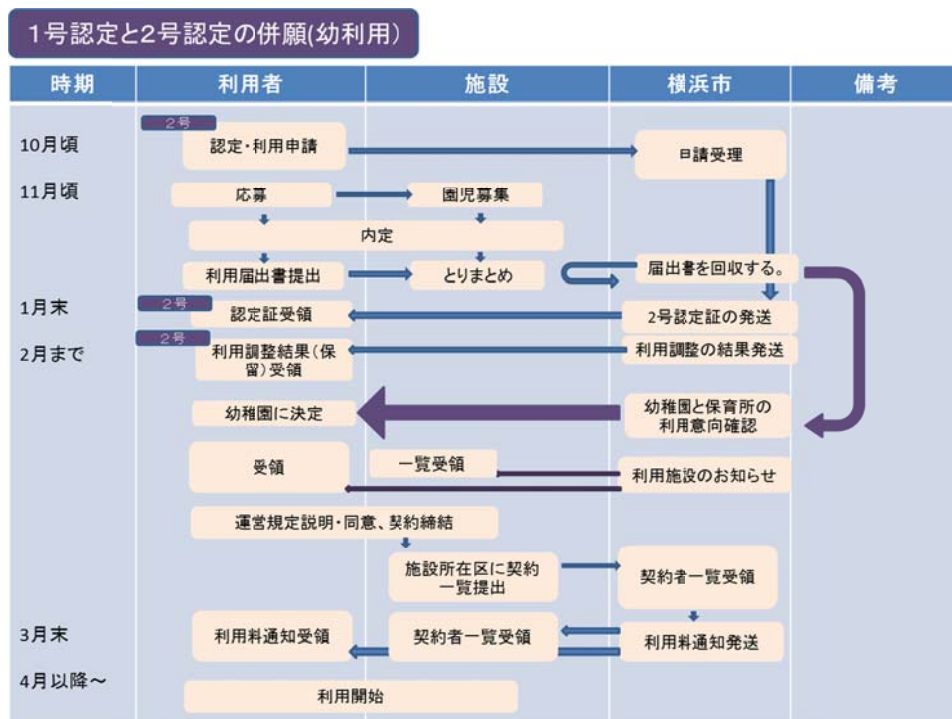
No	児童氏名	生年月日 性別	保護者氏名	住所	連絡先	備考	きょうだい情報			
							年齢	氏名	施設名	状態
1	カガワ ジョウ 神奈川 次郎	H25. 8. 31 男	神奈川 太郎	神奈川県横浜市神奈川区〇〇町1-2-3 □□マンション1111	090-1234-5678		2歳	横浜 兄太郎	□□保育園	保留
2	ヨコハマ ハナコ 横浜 花子	H25. 9. 21 女	横浜 桃子	神奈川県横浜市神奈川区△△町3-2-3	090-9876-5432					
3	カナイ ゴロウ 関内 五郎	H25. 12. 1 女	関内 大輔	神奈川県横浜市神奈川区□□町△△ マンション1009	090-1111-2222		2歳	関内 四郎	〇〇保育室	決定
							3歳	関内 二郎	▽▽保育園	決定
							4歳	関内 二郎	△△保育園	利用中
							5歳	関内 一郎	◆◇第一保育園	利用中

契約しない人がいれば、削除してください。

認定こども園（1号定員枠）と保育所等の併願について

（1）認定申請等について

- ・ 認定こども園（1号定員枠）の内定を得た利用者が、保育所の併願を希望している場合、利用者から、所定の様式により併願していることを、認定こども園を経由して市に申し出ていただきます。
- ・ 保育所を申し込む場合、2号認定を受ける必要があります。2号認定を受けている場合は、1号の認定証は発行されません。
- ・ 2月頃、保育所の利用調整の結果を市から利用者へ通知します。併せて、利用者に対し、入園の意向の有無を幼稚園に伝えるよう、連絡をします。



（2）認定の扱い

- ・ 利用調整の結果、保育所等が保留となり、認定こども園（1号定員枠）を利用する場合は、認定変更の申請を幼稚園を通じて提出し、1号の認定を取得していただくことになります。（認定こども園（1号定員枠）を利用する際に、特例給付を支給することができないため、認定こども園に通いながら保育所の空きを待つことができないため。）

※なお、幼稚園に通いながら保育所の空きを待つ場合は、2号認定のままで幼稚園を利用していただくことになります。その場合は、変更申請などの手続きは要さず、特例給付を支給することになります。

利用料設定の経過措置について

新制度における 1号認定利用料について

原則：横浜市（市町村）が定める利用料（基本負担額）を各園が保護者から徴収します

横浜市が定める 1号認定利用料（基本負担額）は、最高額を月額25,200円とする 17階層とすることを予定しています。

利用料設定の経過措置について

新制度における 1号認定利用料について

問題点：

1号認定利用料は、現行の平均的な負担水準を基準として設定しているため、平均より低額な保育料を設定している園に通う利用者の一部（高所得階層）は、負担増となる場合が想定されます。

（例）現行22,000円の月額保育料の園に通う利用者が新制度において最高階層の25,200円になる場合

⇒ 国が経過措置を予定しておりますので、該当する場合は、経過措置の適用をご検討ください。

利用料設定の経過措置について

○経過措置の対象について

継続利用者（年中・年長）であり、保育料（利用料）が引き上がる利用者

※新規入園児童については、各施設が入園前にあらかじめ説明し新制度の利用料を了解のもとで入園することを基本とします。

○経過措置の方法について

現行の保育料は各施設が設定しており、幼稚園ごとに幅があるため、経過措置の実施にあたり各パターンでの検討が必要となります。

利用料設定の経過措置について

〈保育料別経過措置のパターン〉

- ①現行の月額保育料が25,200円以上の場合
⇒利用料は「市町村が定める額」とします。
(経過措置等の必要はありません)

- ②現行の月額保育料が25,200円未満の場合
⇒利用料は現行の保育料を上限とする経過措置を適用することを検討する必要があります。

利用料設定の経過措置について

<保育料別経過措置の具体例>

- ・ 現行の月額保育料が25,200円未満の場合
⇒ 利用料は現行の保育料を上限とする経過措置を適用することを検討する必要があります。

(例) 現行の保育料が22,000円の場合

- ⇒ 新制度においては横浜市が定める基本負担額が22,000円以上の利用者について、現行制度と同じ22,000円と設定することができる経過措置です。

※経過措置は25,200円と22,000円の差額を補てんするものではありません。

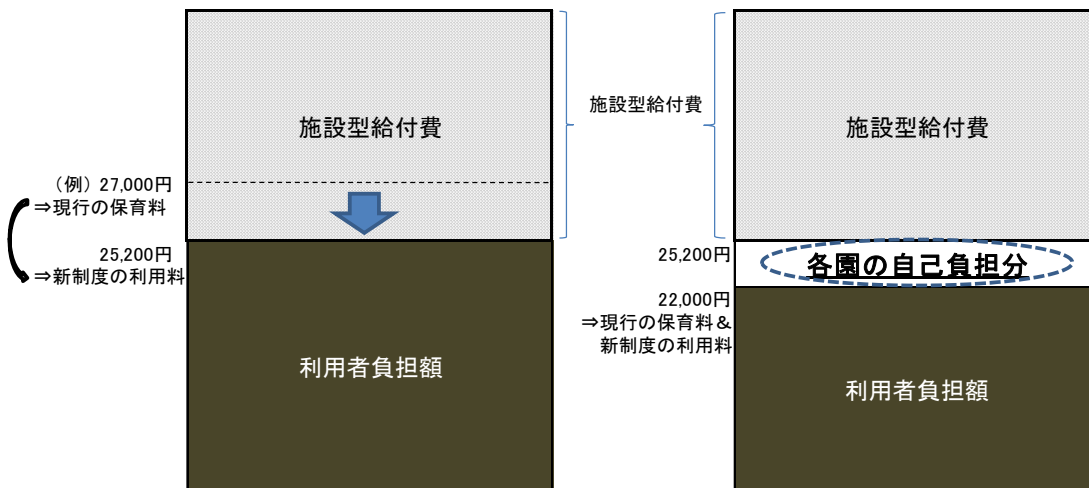
利用料設定の経過措置について

<新制度における利用料イメージ図>

① 月額保育料25,200円以上の場合

② 月額保育料25,200円未満の場合

※利用者が最高階層の場合



※現行の保育料を上限に設定した場合

利用料設定については経過措置の必要なし

保護者負担の経過措置について

〈在園児保護者負担経過措置のパターン〉

①月額保育料が29,200円以上の場合

横浜市が定める基本負担額（月額25,200円上限）
に就園奨励補助金相当額（月額4,000円）を加味
しても負担増となる世帯はない

⇒経過措置対象外の施設となります。

②月額保育料が29,200円未満の場合

就園奨励補助金を加味すると負担増となる世帯
が存在します。

⇒就園奨励補助金による負担軽減分について、
本市として経過措置を検討しております。

保護者負担の経過措置について

○経過措置が必要な世帯について

今後決定する利用者の階層区分により必要な経過
措置の金額が異なります。

※階層によっては経過措置が必要ない場合もあります。

（例）D-14～16階層であれば〇〇円、D-18～20階層
であれば〇〇円等

D-13階層以下であれば経過措置の必要なし等

※経過措置は在園児のみです。

⇒事務手続等の詳細は別途お知らせいたします。

入園料相当額の「徴収時期」について

Q)新制度の給付対象施設においても、上乗せ徴収が可能な時期は現行制度と同じでしょうか？

⇒上乗せ徴収は、あらかじめ説明し同意を得ておくことで入園初年度にのみ徴収することも、利用料に合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能です。(国FAQから抜粋)

⇒ 入園前に徴収することも可能です

入園料相当額の「名目」について

(1)教育・保育の対価としての費用※特定負担額(上乗せ徴収)
⇒特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能です。金額・理由の明示と保護者への事前説明・文書同意が必要となります。

<想定される項目例>

- ①施設整備費
- ②施設維持費
- ③職員配置改善費
- ④職員処遇改善費
- ⑤研修充実費
- ⑥特色ある教育にかかる経費(具体的な内容に応じた名目は施設が設定)
- ⑦職員雇用費(具体的な職員に応じた名目は施設が設定)

入園料相当額の「名目」について

(2) 入園受入の準備・選考等入園にかかる事務手続 に要する費用

⇒教育・保育の直接の対価ではなく、特定負担額や実費徴収のルールの対象外です。現行どおりの運用が可能です。

(例)入園検定料、クラス編成・バス編成・書類作成等入園までにかかる経費等

入園前の徴収と返還について

Q)入園前に徴収した費用については、その後入園辞退することとなった場合には、返還する必要があるのか？

(1)教育・保育の対価としての費用(特定負担額)については教育・保育に要する費用の一部を構成するものであるため、入園辞退時は原則として返還が必要となります。

(2)入園受入の準備・選考等入園にかかる事務手続きに要する費用については、必ずしも返還は不要と考えられます。

(国の資料より)

⇒トラブルを防止する観点から、返還条件などをあらかじめ示しておくことが望ましいと考えられます。

入園料相当額の「名目」について

Q)入園料相当額を「入園料」という名目で徴収することは可能か？

⇒ 新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称することは可能です。「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明し、文書での同意を得る必要があります。

(例)入園料(施設整備費) 80,000円

入園料(施設整備費及び職員配置改善費) 100,000円

入園料相当額の「名目」について

Q)入園料相当額を複数の名目の合計として、例えば「職員配置改善費」と「特色ある教育のための費用」として総額100,000円とする といった方法は可能か？

⇒ 項目の性質が同様であれば、複数の名目と合計額を提示する取扱いも可能と考えられます。

※「特定負担額」と「実費徴収」は分ける必要があります。

⇒項目の性質が異なる場合(例えば「施設整備費」と「入園検定料」)、合計額として同時に徴収することは適切ではないと考えます。

(補足) 特定負担額・実費徴収に関する留意事項

- ・特定負担額は教育・保育に要する費用であり消費税非課税となります。
- ・実費徴収は、給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税の方向で国で検討しています。

(情報提供) 職員配置加算の考え方について

公定価格の職員配置加算についての考え方をまとめた国からの資料「公定価格における職員配置の考え方」をお配りしておりますのでご参照ください。

公定価格の試算ソフト(幼稚園版、認定こども園版)が8/11にver1.1.0に更新されております。

※職員配置部分についても自動的に計算されるような仕様となっております。

本市独自助成について

- ・公定価格の「質の改善後」仮単価は平成29年度の姿です。
- ・平成27～28年度は「質の改善前」と「質の改善後」の間の水準となります。

公定価格の先行きが不透明な中、横浜市では幼稚園や認定こども園の皆様に、できるだけ円滑に移行していただくため、横浜市独自の助成(本市独自助成)を行う予定です。

⇒お示しする案は現時点での案であり、最終的には予算決議を経て決定しますので変更となる可能性もございます。

本市独自助成について

独自助成項目(案)ー1

「3歳児職員配置加算(仮称)」(公定価格の先取り)

- ① 公定価格の「質の改善」の項目である「3歳児職員配置加算」について、平成27年から公定価格に反映されるまでの間、本市独自助成として【先取り】する予定です。
- ② 3歳児における加算対象配置基準(15:1)を満たしている場合に公定価格同様の加算を行うことを想定しています。
- ③ 公定価格における加算が実施されるまでの間の助成です。
- ④ 助成仮単価(案)(1号)
3歳児1人あたり6,870円／月額(公定価格と同様の加算)

本市独自助成について

独自助成項目(案)一2

「職員処遇改善加算(仮称)」(公定価格の先取り)

- ① 公定価格の「質の改善」の項目である「職員処遇改善等加算(3%)」について、平成27年度から、公定価格に反映されるまでの間、本市独自助成として【先取り】する予定です。
- ② 公定価格における加算が実施されるまでの間の助成です。
- ③ 具体的な助成の仕組みは、今後提示される公定価格における処遇改善等加算の仕組みを踏まえて、検討します。

本市独自助成について

独自助成項目(案)一3

「職員処遇改善加算(仮称)」(本市独自助成)

- ① 処遇改善加算について、公定価格で予定されている加算(3%)に加え、本市独自の加算を行う予定です。
- ② 具体的な助成の仕組みは、今後提示される公定価格における処遇改善等加算の仕組みを踏まえて、検討します。

本市独自助成について

独自助成項目(案)一4

「障害児等受入れ加算(仮称)」

- ① 1号認定の障害児等の受け入れに際し、処遇に必要な人件費の加算を予定しています。
- ② 助成仮単価(案)

障害の程度	助成仮単価(案)月額 (1号認定児童)
重度(1:1での対応が必要な児童)	106,500円
中度(2:1での対応が必要な児童)	83,700円
軽度(3:1での対応が必要な児童)	54,350円
特別支援児童	32,300円

本市独自助成について

独自助成項目(案)一5

「電子請求加算(仮称)」

- ① 請求事務について、電子請求を行う園に対し助成する予定です。
- ② 助成仮単価(案)

施設規模(児童数)	月額助成仮単価(案)
~59人	1施設あたり 30,000円
60人~300人	児童1人あたり 500円
301人以上	1施設あたり 150,000円

※ 電子請求を行う施設に限る

本市独自助成について

独自助成項目(案)ー6

「『連携』に係る経費助成(仮称)」

- ① 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)との「連携」を受諾した園に対し、卒園後の進級先の確保、日ごろからの子どもたち・職員の交流のための経費、保育内容の支援・代替保育の体制づくりのための経費を助成する予定です。
- ② 助成仮単価(案)

施設種別	月額助成 仮単価(案)	条件(案)
認定こども園	53,250円	受入れ枠(卒園後の進級先の確保)設定
	213,000円	受入れ枠設定、3号認定児童の保育を実施し、保育内容の支援・代替保育が可能、地域子育て支援実施
幼稚園	53,250円	預かり保育実施、受入れ枠設定

本市独自助成について

独自助成項目(案)ー7

「認定こども園の新制度移行支援助成(仮称)」

現行、幼稚園園長と保育所施設長の2人分の人件費が助成されているところ、新制度の公定価格は認定こども園の園長1人分の積算になることを踏まえ、激変緩和措置としての助成を予定しています。

- ① 26年度現在、認定している認定こども園(15園)を対象とします。
- ② 27～28年度の2年間限定の助成とします。
- ③ 助成仮単価(案)

施設種別	月額助成 仮単価(案)	備考
認定こども園	122,000円	・既存の認定こども園(15園)を対象 ・27～28年度の2年間限定

平成27年度 子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）仮設定（案）（月額）

参考

この利用料は現時点での案です。正式には平成27年度利用料は27年3月下旬に市会の議決を経て決定する予定です。

階層区分		1号		横浜市私立幼稚園 預かり保育事業利用料		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,100	700	0	0	
C	市民税均等割のみ	4,900	1,700	0	0	
市民税課税世帯	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	100	0
	D2	10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700	100	0
	D3	48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300	100	0
	D4	50,401円以上～57,600円以下	10,900	3,900	100	0
	D5	57,601円以上～77,100円以下	12,600	4,500	200	0
	D6	77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500	600	0
	D7	97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700	2,500	100
	D8	102,601円以上～120,600円以下				
	D9	120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100	4,700	100
	D10	138,601円以上～169,000円以下				
	D11	169,001円以上～174,900円以下				
	D12	174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300	6,500	100
	D13	192,901円以上～211,200円以下				
	D14	211,201円以上～228,900円以下	21,800	10,900	6,500	1,800
	D15	228,901円以上～246,700円以下				
	D16	246,701円以上～255,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800
	D17	255,701円以上～264,700円以下				
	D18	264,701円以上～273,700円以下				
	D19	273,701円以上～282,700円以下				
	D20	282,701円以上～291,700円以下				
	D21	291,701円以上～301,000円以下				
	D22	301,001円以上～309,700円以下	24,000	12,000	9,000	7,800
	D23	309,701円以上～335,800円以下				
	D24	335,801円以上～361,300円以下				
	D25	361,301円以上～387,700円以下				
	D26	387,701円以上～397,000円以下				
	D27	397,001円以上				

- (注1) 利用料は税額控除前所得割額（調整控除を除く）を基に算定します。市民税が未申告の方は、D-27階層になることがあります。収入がない方であっても、原則、市民税の申告は必要です。
- (注2) 月の途中で幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を入園又は退園された方は、在籍日数に応じた利用料になります。
その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・20日を超える場合は20日）÷20日
- (注3) この表の「第1子」・「第2子」については、幼稚園等の多子軽減の対象となる施設・事業に在籍しているお子さんから小学校3年生までの範囲において、年齢の高い順に1人目・2人目となります。3人目以降のお子さんの利用料は無料となります。
- (注4) 利用料とは別に、通園バス代、制服代、施設整備費等、各施設が設定する費用があります。
- (注5) 横浜市私立幼稚園預かり保育事業利用料は、仮設定（案）を上限に施設が設定します。利用にあたっては、保護者の就労等の利用要件があります。
- (注6) 非課税世帯の中で、身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、児童扶養手当の支給対象児や障害基礎年金等の受給者を有する世帯については、利用料階層区分が変更となる可能性があります。別途区役所へ届け出てください。

「利用定員」の運用について

(1) 利用定員の遵守に関する規定関連

通常、幼稚園における入園内定者数は辞退者も含めて各園において設定するものであり、結果的に園が想定する入園予定者数を超える場合がある実態があります。

新制度における給付対象施設については、運営基準第 22 条において「利用定員の遵守」が規定されていますが、幼稚園及び認定こども園の 1 号部分については、実際の入園者数を予め正確に把握することは困難であることを踏まえて、本市においては、以下ア～ウの全てに該当する場合、運営基準第 22 条における「その他のやむを得ない事情」として取り扱うこととします。

ア 園児募集数が、持ち上がりの在園児数を含めて利用定員の内数であること

(市との協議を経て、数年かけて計画的に利用定員を減少する場合を除く)

イ 入園内定者数を、例年の辞退者数の実績等に基づき、妥当に設定していることウ 実際の入園者数は、施設面積や運動場面積等の認可基準を満たした範囲であること

なお、定員を恒常的に超過する（連続する過去 2 年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120%以上の状態にある）場合は給付費が定率調整される旨規定されています。

【参考：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（抜粋）】

(利用定員の遵守)

第 22 条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(2) 認可定員を超過して受け入れている幼稚園への対応について

平成 26 年 9 月 4 日に国から「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」(別添) が示されました。

既に該当する園には、本市から個別に通知の内容をご説明させていただくとともに、神奈川県へ認可基準適合状況等についてご相談いただくようご案内させていただいているところです。

本市としては、法令への適合を基本としつつ、現在の在園児や今後の施設運営への影響も踏まえて、詳細な運用内容について神奈川県と協議を進めています。進ちょくに応じて該当する園に状況や内容をご案内させていただく予定です。

【本件に関するお問い合わせ】

横浜市こども青少年局
子ども・子育て新制度準備担当
白井 (シライ)、工内 (クナイ)
電話 671-3722

【認定こども園移行予定園向け】

園則の変更等について

新制度に移行する幼稚園や認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）は、保育料等を利用者から徴収する前に理事会で決議のうえ園則を改めておいてください。

新制度に対応した園則の記載例を神奈川県が準備しています。記載例が発出され次第神奈川県へ園則変更の手続きを済ませてください。（幼保連携型認定こども園は横浜市へ届出ください。）

特定負担額（上乗せ徴収）については、園則に金額・理由を明示していただくとともに、保護者への事前説明と書面による同意が必要となりますので、募集要項や入学願書にもその旨明記しておいてください。

実費徴収額は、各園の判断で園則に記載してください。

【今後の予定】

保育料等以外の園則や運営規程の記載例、重要事項説明の取扱いについてご案内する予定です。

運営規程の作成にあたっては、必要事項が園則に網羅されていれば兼ねることもできます。（一部の事項のみ兼ねることも可）

1 園則に入園料等を記載する際のイメージ

基本保育料		
・ 保育料（月額）	園児が居住する市町村が定める額	
特定負担額（上乗せ徴収）		具体の金額・費目 月額、年額の別を記載してください。
・ 施設整備費（年額）	〇〇円	
・ 研修充実費（年額）	〇〇円	
・ 施設維持費（年額）	〇〇円	入園時に徴収する場合も金額・理由を明示してください。
又は		
・ 入園料（施設整備費）	〇〇円	
実費徴収額		
・ 給食費	〇〇円	

特定負担額（上乗せ徴収）は、具体の金額・費目と月額・年額・入園時等の別を記載します。実費徴収額は、各園の判断で園則に記載することも可能です。

2 特定負担額（上乗せ徴収）についての書面による保護者同意について

特定負担額（上乗せ徴収）に関する書面による保護者同意については、次のような取扱いとします。

特定負担額（上乗せ徴収）に関する事項を含む園の運営について、十分ご理解いただいた方に申請いただくこととするため、募集要項には「この募集要項の記載内容をよくお読みいただき、内容について同意いただいたうえで入園願書をご提出ください。」といった趣旨の内容を記載してください。

さらに、入園願書についても、「募集要項の内容について同意し、入園願書を提出します。」といった趣旨の内容を記載してください。

3 園則と運営規程の関係

新制度に移行する園は運営規程の作成が必要です（時期は未定ですが今後国から記載例が示される予定です）。園則と運営規程は兼ねることができます（一部のみも可）。

新制度に関わる園則の変更について、新制度に移行する幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）は今後も神奈川県への届出が必要となります。幼保連携型認定こども園は横浜市に届け出ます。

運営規程は、横浜市に提出します。

なお、運営規程の概要は利用申込者に対して説明し、園内の見やすい場所に掲示することとなっています。

現在の幼稚園園則（一例）と幼保連携型認定こども園園則との関係

幼稚園型認定こども園が定める園則については、詳細は未定ですが、幼保連携型認定こども園の園則を参考にご検討ください。

幼稚園の園則（一例）	幼保連携型認定こども園が園則に定める記載事項
1 【総則】 目的、名称、位置、入園資格 2 【保育年限、保育時間】 保育年限、学期、休業日、保育時間	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

3 【保育内容、定員及び学級】 保育内容、収容定員、学級、職員組織	2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 3 保護者に対する子育ての支援に関する事項 4 利用定員及び職員組織に関する事項
4 【入園、退園等】 入園許可、入園手続、退園、休園、成績の評価、修了、ほう賞	5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
5 【保育料等】 保育料、入園料、入園検定料	6 保育料その他の費用徴収に関する事項
6 【その他】	7 その他施設の管理についての重要事項

※幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項は、認定こども園法施行規則第16条による。なお、ここに掲げる法定記載事項以外の事項を記載することも可能

幼保連携型認定こども園園則と運営規程の関係

幼保連携型認定こども園の園則と運営規程の関係は次の表のとおりです。なお、運営規程の記載例や重要事項の取扱いについては、今後お示しする予定です。

幼保連携型認定こども園が園則に定める 記載事項	運営規程に定める事項
1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	1 施設の目的及び運営の方針
2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	2 提供する特定教育・保育の内容
3 保護者に対する子育ての支援に関する事項	3 職員の職種、員数及び職務の内容
4 利用定員及び職員組織に関する事項	4 特定教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日
5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	5 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
6 保育料その他の費用徴収に関する事項	6 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
7 その他施設の管理についての重要事項	7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）
	8 緊急時等における対応方法

	9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する 重要事項
--	--

※運営規程に記載すべき事項は、本市が定める条例案で規定。なお、ここに掲げる記載事項以外の事項を記載することも可能

公定価格における 職員配置の考え方について

内閣府 文部科学省 厚生労働省
平成26年8月5日

目次

- 本資料の位置付け・・・・・・・・・・ P 2
- 配置数の計算方法について・・・・ P 3
- 幼稚園
 - 質改善後・・・・・・・・・・ P 4
 - 質改善前・・・・・・・・・・ P 9
- 保育所
 - 質改善後・・・・・・・・・・ P 14
- 認定こども園
 - 質改善後・・・・・・・・・・ P 17
 - 質改善前・・・・・・・・・・ P 22

本資料の位置付け

- 公定価格における配置すべき教育・保育従事者数（必要配置数）の具体的な算定方法や各加算要件については、平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会資料2-4「公定価格に関するFAQ」Ver. 1（平成26年6月4日時点版）でお示したところ（現在は、Ver. 2（平成26年7月8日時点版）が最新）。
- しかし、年齢別の子ども数や教育・保育従事者の実配置数は、各施設により様々であるため、上記資料から具体的な算式を導き出すのは困難であった。
- 本資料では、幼稚園、保育所、認定こども園（それぞれ質改善後・質改善前別）における具体的な年齢別の子ども数や教育・保育従事者の実配置数（モデルケース）を仮定し、そこから導き出される必要配置数と、それに応じて決定される加算の有無の判定方法について具体的にお示しする。
- ※ 本資料でお示しする加算の有無は、教育・保育従事者の実配置数が必要配置数を満たすかどうかという観点から判定しており、実際はこれに加えて、各加算要件を満たす取組を実施していることが求められる。
- ※ 学級編制調整加配・休けい保育士加配の有無やチーム保育加配の上限数は施設の利用定員により算定されるが、本資料では、各モデルケースで仮定した年齢別子ども数をそのまま施設の利用定員として設定した場合の算定方法をお示しする。

2

配置数の計算方法について

公定価格の加算等の適用に当たっては、幼稚園を含め、年齢別配置基準の考え方が導入される（保育所については、認可基準でもあり、認定こども園については、認可・認定基準でもある）。

①年齢別配置基準に基づく必要配置数

- 年齢別（年度の初日の前日における満年齢。1号認定子どもの満3歳児は3歳児扱い）に、子どもの数を配置基準で除し（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。園長・所長は必要配置数に含めない。
- 3歳児の配置改善（20:1→15:1）がなされる場合は、算式中「1/20」を「1/15」に置き換えることとなる。
- なお、1号給付については36人～300人の施設に1名の学級編制調整加配、2号・3号給付については～90人の施設に1名の休けい保育士加配がされているため、必要配置数にそれぞれ1名を加えることが必要。
 - ※ 幼稚園の学級編制は年齢別配置基準と関係がなく、引き続き学級編制基準（原則35人上限）による。

<算式>

（幼稚園）

$$\text{必要配置数} = (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30 + 3\text{歳児} \times 1/20$$

（保育所、認定こども園）

$$\text{必要配置数} = (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30 + 3\text{歳児} \times 1/20 + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + \text{乳児} \times 1/3$$

※教育標準時間認定子どもに満3歳児対応教諭配置加算を適用する場合

$$3\text{歳児} \times 1/20 \rightarrow \text{満3歳入園児以外の3歳児} \times 1/20 + \text{満3歳入園児} \times 1/6$$

②非常勤・短時間勤務職員の常勤換算

- 年齢別配置基準に基づく必要配置数や公定価格上の加配数については、常勤者は実人数、非常勤・短時間勤務者は常勤換算値により算定する。ただし、学級担任は原則常勤専任であること、各組・グループに常勤の教育・保育従事者が1人以上（乳児は2人以上）配置されていること、短時間勤務の教育・保育従事者を充てる場合の勤務時間数が常勤の教育・保育従事者を充てる場合の勤務時間数以上となることが条件。

<算式>

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤職員以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}$$

※小数点以下四捨五入

3

[幼稚園・質改善後]教諭等配置の考え方

4歳以上児	a人
3歳児（満3歳児除く）	b人
満3歳児（年換算）	c人
計	d人

R^{*1} : 実配置数（常勤換算）

P^{*2} : 基本配置数 $\left(\frac{a}{30} + \frac{(b+c)}{20} \right)$

Q : 学級編制調整教諭数 $(36 \leq d \leq 300) \Rightarrow 1$
 その他 $\Rightarrow 0$

S^{*2} : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{a}{30} + \frac{b}{15} + \frac{c}{6} \right)$
 満3歳児対応教諭配置加算あり

T^{*2} : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{a}{30} + \frac{(b+c)}{15} \right)$
 満3歳児対応教諭配置加算なし

U^{*2} : 3歳児配置改善加算なし $\left(\frac{a}{30} + \frac{b}{20} + \frac{c}{6} \right)$
 満3歳児対応教諭配置加算あり

※1 園長を除く

※2 式の値が2を下回る場合は、2を代入

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
 優先度 (①>②>③>④)

- ① $S + Q \leq R \Rightarrow V = S + Q$
- ② $T + Q \leq R \Rightarrow V = T + Q$
- ③ $U + Q \leq R \Rightarrow V = U + Q$
- ④ 上記以外 $\Rightarrow V = P + Q$

	3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり	あり
あり	あり	なし
なし	なし	あり
なし	なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V \Rightarrow W = \min(R - V, \text{以下の上限})$
 チーム保育加配加算額 $\times W$ 人

W の上限

$(d \leq 45) \Rightarrow 1$
$(46 \leq d \leq 150) \Rightarrow 2$
$(151 \leq d \leq 270) \Rightarrow 3$
$(271 \leq d) \Rightarrow 4$

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整額 $\times (P + Q - R)$ 人

4

[幼稚園・質改善後]教諭等配置のモデルケース(前処理)

ステップ1

全子ども数を186人、年齢別子ども数を以下のとおりと仮定。

4歳以上児	120人
3歳児（満3歳児除く）	60人
満3歳児（年換算）	6人
計	186人

ステップ2

必要配置数を算定。

P : 基本配置数 $\left(\frac{120}{30} + \frac{(60+6)}{20} \right) = 4 + 3.3 = 7.3 \approx 7$

Q : 学級編制調整教諭数 $(36 \leq 186 \leq 300) \Rightarrow 1$

S : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{120}{30} + \frac{60}{15} + \frac{6}{6} \right) = 4 + 4 + 1 = 9$
 満3歳児対応教諭配置加算あり

T : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{120}{30} + \frac{(60+6)}{15} \right) = 4 + 4.4 = 8.4 \approx 8$
 満3歳児対応教諭配置加算なし

U : 3歳児配置改善加算なし $\left(\frac{120}{30} + \frac{60}{20} + \frac{6}{6} \right) = 4 + 3 + 1 = 8$
 満3歳児対応教諭配置加算あり

[幼稚園・質改善後]教諭等配置のモデルケース(ケース1)

ステップ3

加算の有無を判定。

ケース1) 実配置数(常勤換算) $R=14$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②>③>④)

- | | | |
|--|-------------|-----------------------------------|
| ① $S+Q \leq R \Rightarrow 9+1 \leq 14$ | | $V = S + Q = 9 + 1 = 10$ |
| ② $T+Q \leq R$ | | $V = T + Q$ |
| ③ $U+Q \leq R$ | | $V = U + Q$ |
| ④ 上記以外 | | $V = P + Q$ |

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 14 - 10 = 4$ $W = 3$ (上限)
チーム保育加配加算額 \times 3人

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 14$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整 なし

6

[幼稚園・質改善後]教諭等配置のモデルケース(ケース2)

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R=9$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②>③>④)

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| ① $S+Q \leq R \Rightarrow 9+1 \leq 9$ | | $V = S + Q$ |
| ② $T+Q \leq R \Rightarrow 8+1 \leq 9$ | | $V = T + Q = 8 + 1 = 9$ |
| ③ $U+Q \leq R$ | | $V = U + Q$ |
| ④ 上記以外 | | $V = P + Q$ |

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 9 - 9 = 0$ $W = 0$
チーム保育加配加算 なし

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 9$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整 なし

7

[幼稚園・質改善後]教諭等配置のモデルケース(ケース3)

ケース3) 実配置数(常勤換算) $R = 7$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q \leq R \Rightarrow 9 + 1 \leq 7$

~~$V = S + Q$~~

② $T + Q \leq R \Rightarrow 8 + 1 \leq 7$

~~$V = T + Q$~~

③ $U + Q \leq R \Rightarrow 8 + 1 \leq 7$

~~$V = U + Q$~~

④ 上記以外

$V = P + Q = 7 + 1 = 8$

	3歳児加算	満3歳児加算
①	あり	あり
②	あり	なし
③	なし	あり
④	なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 7 - 8 = -1$ ~~チーム保育加配加算額~~ $W = 0$ なし

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 7$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整調整額 $\times (P + Q - R) = 7 + 1 - 7 = 1$ 人

[幼稚園・質改善前]教諭等配置の考え方

4歳以上児 a人
3歳児(満3歳児除く) b人
満3歳児(年換算) c人
計 d人

R^{*1} : 実配置数(常勤換算)

P^{*2} : 基本配置数 $\left(\frac{a}{30} + \frac{(b+c)}{20} \right)$

Q : 学級編制調整教諭数 $(36 \leq d \leq 300) \Rightarrow 1$
その他 $\Rightarrow 0$

U^{*2} : 満3歳児対応教諭配置加算あり $\left(\frac{a}{30} + \frac{b}{20} + \frac{c}{6} \right)$

※1 園長を除く
※2 式の値が2を下回る場合は、2を代入

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②)

① $U + Q \leq R \Rightarrow V = U + Q$

② 上記以外 $\Rightarrow V = P + Q$

満3歳児加算
あり
なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V \Rightarrow W = \min(R - V, \text{以下の上限})$
チーム保育加配加算額 $\times W$ 人
 W の上限 $\left\{ \begin{array}{l} (d \leq 45) \Rightarrow 1 \\ (46 \leq d \leq 150) \Rightarrow 2 \\ (151 \leq d \leq 270) \Rightarrow 3 \\ (271 \leq d) \Rightarrow 4 \end{array} \right.$

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整額 $\times (P + Q - R)$ 人

[幼稚園・質改善前]教諭等配置のモデルケース(前処理)

ステップ1

全子ども数を186人、年齢別子ども数を以下のとおりと仮定。

4歳以上児	120人
3歳児(満3歳児除く)	60人
満3歳児(年換算)	6人
計	186人

ステップ2

必要配置数を算定。

$$P : \text{基本配置数} \left(\frac{120}{30} + \frac{(60+6)}{20} \right) = 4 + 3.3 = 7.3 \approx 7$$

$$Q : \text{学級編制調整教諭数} (36 \leq 186 \leq 300) \Rightarrow 1$$

$$U : \text{満3歳児対応教諭配置加算あり} \left(\frac{120}{30} + \frac{60}{20} + \frac{6}{6} \right) = 4 + 3 + 1 = 8$$

10

[幼稚園・質改善前]教諭等配置のモデルケース(ケース1)

ステップ3

加算の有無を判定。

ケース1) 実配置数(常勤換算) $R = 14$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (① > ②)

① $U + Q \leq R \Rightarrow 8 + 1 \leq 14$



$$V = U + Q = 8 + 1 = 9$$

満3歳児加算

あり

~~② 上記以外~~



$$V = P + Q$$

なし

チーム保育加配加算

$$1 \leq R - V = 14 - 9 = 5$$



$W = 3$ (上限)

チーム保育加配加算額 × **3人**

調整部分

$$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 14$$



年齢別配置基準を下回る場合の調整 **なし**

11

[幼稚園・質改善前]教諭等配置のモデルケース(ケース2)

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R = 9$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②)

① $U + Q \leq R \Rightarrow 8 + 1 \leq 9$

$V = U + Q = 8 + 1 = 9$

満3歳児加算

あり

② 上記以外

$V = P + Q$

なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 9 - 9 = 0$



$W = 0$
チーム保育加配加算 **なし**

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 9$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整 **なし**

12

[幼稚園・質改善前]教諭等配置のモデルケース(ケース3)

ケース3) 実配置数(常勤換算) $R = 7$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度 (①>②)

① $U + Q \leq R \Rightarrow 8 + 1 \leq 7$

$V = U + Q$

満3歳児加算

あり

② 上記以外

$V = P + Q = 7 + 1 = 8$

なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 7 - 8 = -1$



$W = 0$
チーム保育加配加算 **なし**

調整部分

$P + Q > R \Rightarrow 7 + 1 > 7$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整調整額
 $\times (P + Q - R) = 7 + 1 - 7 = 1$ 人

13

[保育所・質改善後]保育士等配置のモデルケース(ケース1、2)

ステップ3

加算の有無を判定。

ケース1) 実配置数(常勤換算) $R = 11$ (人) の場合

3歳児配置改善加算

優先度の高いものを適用。
優先度(①>②)

① $S + Q' \leq R \Rightarrow 10 + 1 \leq 11$



3歳児加算

あり

~~② 上記以外~~



なし

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R = 10$ (人) の場合

3歳児配置改善加算

優先度の高いものを適用。
優先度(①>②)

① $S + Q' \leq R \Rightarrow 10 + 1 \leq 10$



3歳児加算

あり

② 上記以外



なし

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置の考え方

1号 2・3号

4歳以上児	a人	e人
3歳児(満3歳児除く)	b人	f人
満3歳児(年換算)	c人	-
1, 2歳児	-	g人
乳児	-	h人
計	d人	i人

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度(①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow V = S + Q + Q'$

② $T + Q + Q' \leq R \Rightarrow V = T + Q + Q'$

③ $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 $\Rightarrow V = P + Q + Q'$

	3歳児加算	満3歳児加算
①	あり	あり
②	あり	なし
③	なし	あり
④	なし	なし

R^{*1} : 実配置数(常勤換算)

P^{*2} : 基本配置数 $\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+c+f)}{20} + \frac{g}{6} + \frac{h}{3} \right)$

Q : 学級編制調整保育教諭数 $(36 \leq d+e+f \leq 300) \Rightarrow 1$
その他 $\Rightarrow 0$

Q' : (常勤) 休けい保育士数 $(i \leq 90) \Rightarrow 1$
その他 $\Rightarrow 0$

S^{*2} : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+f)}{15} + \frac{(c+g)}{6} + \frac{h}{3} \right)$
満3歳児対応教諭配置加算あり

T^{*2} : 3歳児配置改善加算あり $\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+c+f)}{15} + \frac{g}{6} + \frac{h}{3} \right)$
満3歳児対応教諭配置加算なし

U^{*2} : 3歳児配置改善加算なし $\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+f)}{20} + \frac{(c+g)}{6} + \frac{h}{3} \right)$
満3歳児対応教諭配置加算あり

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V \Rightarrow W = \min(R - V, \text{以下の上限})$
チーム保育加配加算額 $\times W$ 人
 W の上限 $\begin{cases} (d+e+f \leq 45) \Rightarrow 1 \\ (46 \leq d+e+f \leq 150) \Rightarrow 2 \\ (151 \leq d+e+f \leq 270) \Rightarrow 3 \\ (271 \leq d+e+f) \Rightarrow 4 \end{cases}$

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整額 $\times (P + Q + Q' - R)$ 人

※1 園全体の实配置数(園長を除く)

※2 式の値が2を下回る場合は、2を代入
分園を設置している場合は、本園と分園それぞれで配置数を算定し合算する

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(前処理)

ステップ1

全子ども数を177人、年齢別子ども数を以下のとおりと仮定。

	1号	2・3号
4歳以上児	60人	30人
3歳児(満3歳児除く)	40人	20人
満3歳児(年換算)	6人	-
1, 2歳児	-	18人
乳児	-	3人
計	106人	71人

ステップ2

必要配置数を算定。

P: 基本配置数 $\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+6+20)}{20} + \frac{18}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3.3 + 3 + 1 = 10.3 \approx 10$

Q: 学級編制調整教諭数 ($36 \leq 177 \leq 300$) $\Rightarrow 1$

Q': (常勤) 休けい保育士数 ($71 \leq 90$) $\Rightarrow 1$

S: 3歳児配置改善加算あり
満3歳児対応教諭配置加算あり $\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+20)}{15} + \frac{(6+18)}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 4 + 4 + 1 = 12$

T: 3歳児配置改善加算あり
満3歳児対応教諭配置加算なし $\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+6+20)}{15} + \frac{18}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 4.4 + 3 + 1 = 11.4 \approx 11$

U: 3歳児配置改善加算なし
満3歳児対応教諭配置加算あり $\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+20)}{20} + \frac{(6+18)}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3 + 4 + 1 = 11$

18

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース1)

ステップ3

加算の有無を判定。

ケース1) 実配置数(常勤換算) $R = 17$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 17$ ➡ $V = S + Q + Q' = 12 + 1 + 1 = 14$

② $T + Q + Q' \leq R$ ➡ $V = T + Q + Q'$

③ $U + Q + Q' \leq R$ ➡ $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 ➡ $V = P + Q + Q'$

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 17 - 14 = 3$ ➡ $W = 3$ (上限)
チーム保育加配加算額 3人

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 17$ ✖ 年齢別配置基準を下回る場合の調整なし なし

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース2)

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R = 13$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 14$ ~~✖~~ $V = S + Q + Q'$

② $T + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 13$ \rightarrow $V = T + Q + Q' = 11 + 1 + 1 = 13$

③ $U + Q + Q' \leq R$ \rightarrow $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 \rightarrow $V = P + Q + Q'$

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 13 - 13 = 0$ ~~✖~~ $W = 0$
 チーム保育加配加算 なし

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 13$ ~~✖~~ 年齢別配置基準を下回る場合の調整 なし

20

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース3)

ケース3) 実配置数(常勤換算) $R = 11$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✖~~ $V = S + Q + Q'$

② $T + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✖~~ $V = T + Q + Q'$

③ $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✖~~ $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 \rightarrow $V = P + Q + Q' = 10 + 1 + 1 = 12$

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 11 - 12 = -1$ ~~✖~~ $W = 0$
 チーム保育加配加算 なし

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 11$ \rightarrow 年齢別配置基準を下回る場合の調整額
 $\times (P + Q + Q' - R) = 10 + 1 + 1 - 11 =$ 1人※

※ 1号と2・3号で等分(それぞれ0.5人ずつ)して減算

21

[認定こども園・質改善前]保育教諭等配置の考え方

	1号	2・3号
4歳以上児	a人	e人
3歳児（満3歳児除く）	b人	f人
満3歳児（年換算）	c人	—
1, 2歳児	—	g人
乳児	—	h人
計	d人	i人

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②)

① $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow V = U + Q + Q'$

② 上記以外 $\Rightarrow V = P + Q + Q'$

満3歳児加算

あり

なし

R^{*1} : 実配置数 (常勤換算)

P^{*2} : 基本配置数 $\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+c+f)}{20} + \frac{g}{6} + \frac{h}{3} \right)$

Q : 学級編制調整保育教諭数 $(36 \leq d+e+f \leq 300) \Rightarrow 1$
 その他 $\Rightarrow 0$

Q' : (常勤) 休けい保育士数 $(i \leq 90) \Rightarrow 1$
 その他 $\Rightarrow 0$

U^{*2} : 満3歳児対応教諭配置加算あり

$$\left(\frac{(a+e)}{30} + \frac{(b+f)}{20} + \frac{(c+g)}{6} + \frac{h}{3} \right)$$

※1 園全体の实配置数 (園長を除く)

※2 式の値が2を下回る場合は、2を代入

分園を設置している場合は、本園と分園それぞれで配置数を算定し合算する

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V \Rightarrow W = \min(R - V, \text{以下の上限})$

チーム保育加配加算額 $\times W$ 人

W の上限 $\left\{ \begin{array}{l} (d+e+f \leq 45) \Rightarrow 1 \\ (46 \leq d+e+f \leq 150) \Rightarrow 2 \\ (151 \leq d+e+f \leq 270) \Rightarrow 3 \\ (271 \leq d+e+f) \Rightarrow 4 \end{array} \right.$

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow$ 年齢別配置基準を下回る場合の調整額 $\times (P + Q + Q' - R)$ 人

[認定こども園・質改善前]保育教諭等配置のモデルケース(前処理)

ステップ1

全子ども数を177人、年齢別子ども数を以下のとおりと仮定。

	1号	2・3号
4歳以上児	60人	30人
3歳児（満3歳児除く）	40人	20人
満3歳児（年換算）	6人	—
1, 2歳児	—	18人
乳児	—	3人
計	106人	71人

ステップ2

必要配置数を算定。

P : 基本配置数 $\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+6+20)}{20} + \frac{18}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3.3 + 3 + 1 = 10.3 \approx 10$

Q : 学級編制調整教諭数 $(36 \leq 177 \leq 300) \Rightarrow 1$

Q' : (常勤) 休けい保育士数 $(71 \leq 90) \Rightarrow 1$

U : 満3歳児対応教諭配置加算あり

$$\left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+20)}{20} + \frac{(6+18)}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3 + 4 + 1 = 11$$

[認定こども園・質改善前] 保育教諭等配置のモデルケース(ケース1)

ステップ3

加算の有無を判定。


ケース1) 実配置数(常勤換算) $R = 17$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度(①>②)

① $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 17$  $V = U + Q + Q' = 11 + 1 + 1 = 13$

② 上記以外  $V = P + Q + Q'$

満3歳児加算

あり

なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 17 - 13 = 4$  $W = 3$ (上限)
チーム保育加配加算額 $\times 3$ 人

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 17$  年齢別配置基準を下回る場合の調整なし

24

[認定こども園・質改善前] 保育教諭等配置のモデルケース(ケース2)

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R = 13$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度(①>②)

① $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 13$  $V = U + Q + Q' = 11 + 1 + 1 = 13$

② 上記以外  $V = P + Q + Q'$

満3歳児加算

あり

なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 13 - 13 = 0$  $W = 0$
チーム保育加配加算なし

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 13$  年齢別配置基準を下回る場合の調整なし


25

[認定こども園・質改善前] 保育教諭等配置のモデルケース(ケース3)

ケース3) 実配置数(常勤換算) $R = 11$ (人) の場合

満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。
優先度(①>②)

① $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 = 11$  $V = U + Q + Q'$ ~~あり~~

② 上記以外  $V = P + Q + Q' = 10 + 1 + 1 = 12$ なし

満3歳児加算

あり

なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 11 - 12 = -1$  $W = 0$
チーム保育加配加算 なし

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 11$  年齢別配置基準を下回る場合の調整額
 $\times (P + Q + Q' - R) = 10 + 1 + 1 - 11 = 1$ 人※

※ 1号と2・3号で等分(それぞれ0.5人ずつ)して減算

認可定員を超過している 私立幼稚園への対応について

平成26年9月4日

1. 現状

- 都市部を中心として恒常的に認可定員を超えて園児を受け入れている私立幼稚園が存在。
- その理由としては、主に、
 - ① 施設設備などの認可基準（園舎面積、運動場面積、1学級の幼児数、専任教諭の配置（1学級1名）等）を満たすことができない
 - ② 適正配置に係る都道府県の認可指導基準を満たすことができないの2つに大別される。
- こうした施設については、従来から、認可権者たる都道府県で適正化の指導を行っており、併せて、私学助成についても、一定の減額等の対応を講じている。

2. 新制度における対応の基本的な考え方

- 利用定員の設定は、各設置者・事業者が、市町村から確認を受ける際に、利用実態等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市町村と調整の上設定する。
- 認可定員を超過している施設については、新制度移行までに、①定員増の認可を受けるか、②実員を認可定員の範囲内に減少させるか、の対応を検討の上、いずれか又はいずれもの対応を行ったうえで新制度に移行する必要がある。
- （認可定員を上限として設定する）利用定員を超えた受け入れについては、確認基準上、「年度内における需要の増大、（中略）その他のやむを得ない事情がある場合」に限り、認められる。
- やむを得ず利用定員を超えて受け入れを行った場合については、適用される公定価格の定員規模が実際の規模よりも小さく設定され、単価が高くなっていることから、適用される単価を適正化する観点から、2年間恒常的に2割以上の定員超過がある場合の減算措置を適用する。（認可定員及び利用定員の増員により対応すべきであるが、従わない場合の措置として位置付け）

3. 課題

- 上記を踏まえ、認可定員の適正化に取り組む必要があるが、いずれの対応についても下記のとおり、改善までに一定の期間を要する。
 - ① 認可定員の適正化により対応する場合、適正配置指導など、設置者・事業者の努力では解決できない課題がある場合などは特に、施行までの定員変更が間に合わない可能性が高い。
 - ② 実員の減少により対応する場合、既に入園している者を退園させることは現実的でないこと等から、その改善には一定の年数を要する
- 利用定員を超えた受け入れに係る「やむをえない事情」は市町村の判断となるが、現に既に受け入れている子どもの給付を出さないとする対応は追い出しを迫ることとなり現実的には困難と考えられる一方で、超過した場合の公定価格の減算が法施行後3年目からしか適用されないとすれば、給付の減額を通じた厳しい指導がされないばかりか、実際の規模よりも小さい定員規模の高い単価で過大な給付額を支払うこととなる。

2

4. 対応の方向性

- 上記2のとおり、認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、
 - ・ 認可基準を満たすよう、必要な指導監督を行う
 - ・ 利用実態に応じた認可定員に変更する（認可基準を満たすことが前提）が必要である。その上で、過渡的な措置として、以下のような対応案とする。なお、私学助成との関係や個別具体的な事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱って構わない。

(1) 認可定員を超えた利用定員設定の例外的・暫定的な容認

- 市町村は、事業者から認可定員を超えた利用定員の設定の申請があった場合は、以下の条件を満たし、かつ、都道府県との協議（支援法第31条第3項）で都道府県が必要と認める場合に限り、認可定員を超えた利用定員を期限付きで認めることができることとする。
 - ア) 事業者が、①及び/又は②の取組により、認可基準を満たす範囲での適切な認可定員の設定及び当該認可定員の遵守に向けて取り組んでいること。
 - ① 定員増の変更認可申請中又は申請予定であり、かつ、客観的な認可基準を満たしていること
 - ② 新規入園者の計画的な減少などによる実員の適正化に取り組んでいること
 - イ) 認可定員を超えた利用定員は、各園の新制度移行から5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り認めること。
 - ウ) 施設の学級編制、教職員配置、施設設備については、ア) ②による実利用人員の改善中などの場合を除き、現状の実利用人員に応じた認可基準を遵守していること
- 事業者は関係書類を所在地市町村に提出し、市町村は都道府県協議の際に都道府県の新制度担当及び私立幼稚園担当に提出する。ア) ①及び②のいずれについても、都道府県の私立幼稚園担当部局で確認し、認否等の結果を市町村に回答することとする。

3

- 都道府県が認可定員を超えた利用定員設定を容認した場合は、都道府県の私立幼稚園担当部局は、①については、できるだけ速やかに変更認可が可能となるよう調整や審議等を進め、②については、自らが主導して、市町村と連携を図りつつ、定期的に指導を行う。（なお、①のうち申請提出中のものについては、本件協議を容認するか否かに関わらず、申請に対して速やかに応答すべきものであることは、当然である）
- 都道府県は、新制度の情報公表の仕組みにおいて、認可定員、（暫定的）利用定員、在籍園児数を公表することとなるが、認可基準を超えた利用定員設定をしていることが明確に分かるように工夫する。
- これらの条件を満たさず、又は都道府県が容認しなかった場合は、原則どおり、認可定員を上限として利用定員を設定することとなり、確認基準及び認可基準の違反状態を早急に解消するよう、厳格な指導監督が必要となる。

特に、実際の利用人員で客観的な認可基準を満たさない場合には、確認の取消事由に該当するものであり、確認基準のやむをえない事情による定員弾力化の考え方を適用する余地すらなく、認可基準違反の状況に応じて、教員の確保や、超過して受入れている園児の転園のあっせんなどの対応を早急に講ずることが求められることに留意が必要である。

4

（２）減算措置等の設定

以下は、給付の性格に鑑みた公定価格上の標準的な取扱いとしてお示しするものであり、特に（Ｂ）及び（Ｃ）については、私学助成との関係や個別具体的な事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱って構わない。

（Ａ）暫定的な利用定員を設定する施設の場合

- （１）のとおり、認可定員を超えた利用定員設定の例外的・暫定的な容認をした施設については、実質的には認可基準に適合していること、都道府県が個別判断により期限付きにて利用定員の設定を容認した施設であることを踏まえ、公定価格の減額措置は講じない。
- ※ これまで私学助成で認可定員を超えた部分は助成対象外とするなどの措置を講じてきたこととの整合性を重視する都道府県については、暫定的な利用定員の設定を認めないことにより（Ｂ）による対応とすることができる。

5

(B) 設定された利用定員（＝認可基準）を超えて受入れる施設の場合（認可基準には適合）

- (1)の条件を満たすが都道府県協議で認められなかった施設や、客観的な認可基準は満たすが都道府県協議を行わなかった施設については、利用定員は認可定員の範囲内で設定されることから、利用定員を超えた受入れが行われることが起こりうるが、客観的な認可基準は満たしている施設であり、確認基準上、やむを得ないと認められる場合には、利用定員を超過した受入れ（定員弾力化）を認めることが可能と考えられる。
- このように利用定員を超えた受入れを行っている場合の施設型給付については、(A)の施設との整合性にかんがみ、実際の受け入れ人数に応じた公定価格単価を適用するとともに、仮単価で提示している「定員を恒常的に超過する場合」の単価（割合）について、各園の利用実員が新制度施行又は確認を受けた後2年間継続して利用定員の120%を超える場合には、当該2年間経過後から当該減算割合を適用する。
- ただし、都道府県の判断によっては、新制度施行時点から当該減算割合を適用することも可能。（現行の都道府県の私学助成で減額の仕組みがあるため、その継続性を重視して施行当初から減算を適用することも認める）
- さらに、私学助成については、これまで、各都道府県がそれぞれの考え方に従って定員超過の場合の助成額を設定してきたことを踏まえ、特に必要と都道府県が判断する場合には、都道府県が、施設ごとに、この割合よりも低い減算率を定めることを可能とする。この場合でも、(C)による減算措置より厳しい措置とはしない。

6

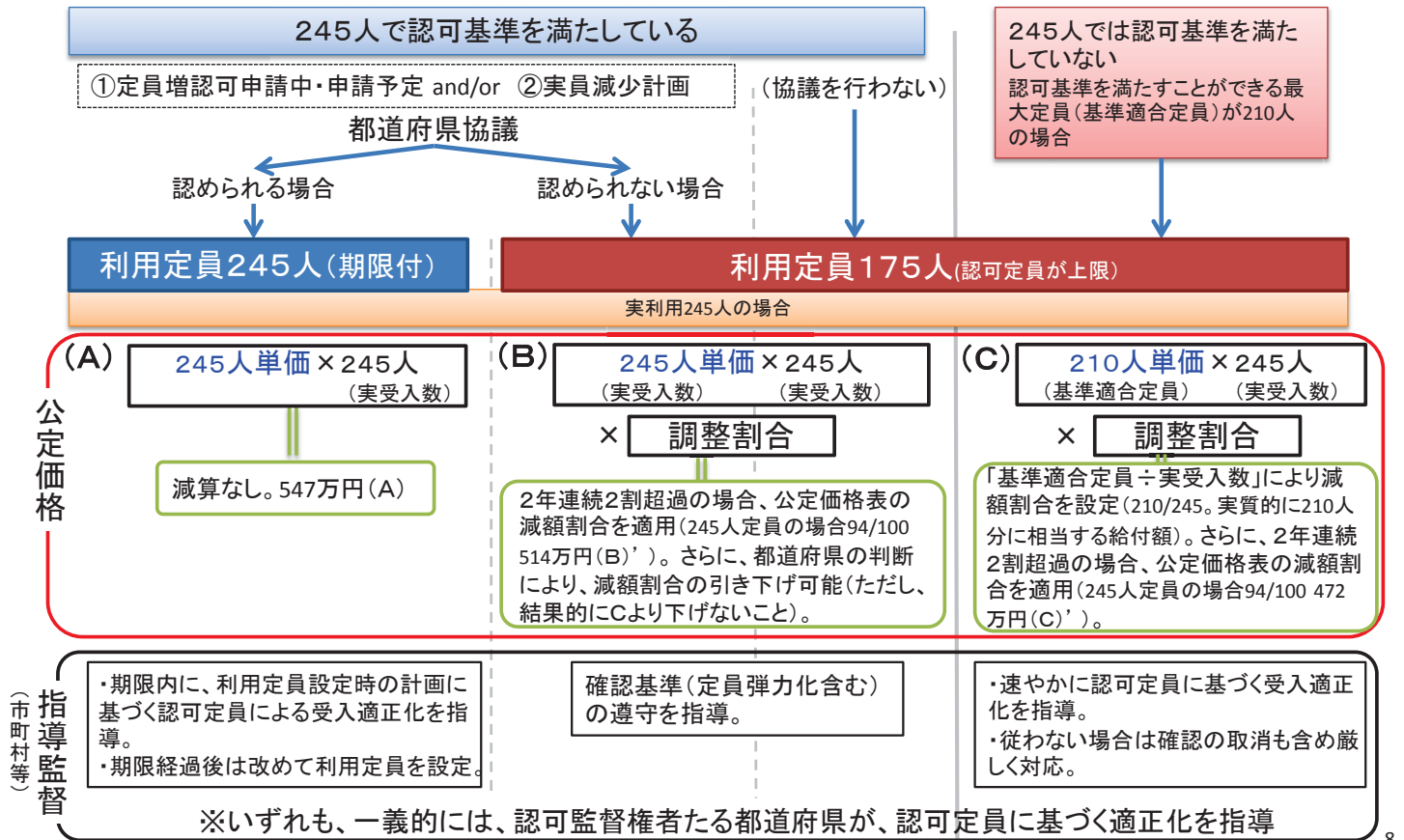
(C) 認可基準に反した受け入れを行う施設の場合

- 客観的な認可基準を満たすことができない施設については、そもそも超過受入れ自体、認可基準及び確認基準上認められないものであり、施設型給付費も客観的に認可基準に適合することができると判断できる規模に応じた額とすることが公平性の観点から適当と考えられる。
ただし、個人給付との性格上、現に施設を利用する子どもに対する給付を払わないという対応はできないことから、認可基準に適合することができると判断される規模まで受け入れた場合の公定価格の金額に置き換えて支払うこととする。
(例) 175人が認可定員。現に245人を受け入れている。210人であれば認可基準に適合する場合。
210人規模の単価（定員区分181～210人）を210/245に減算（算定は245人）
- この際、どの程度的人数までであれば客観的な認可基準を満たすと考えることができるかについては、認可権者である都道府県が判定を行い、確認を行う市町村に伝えることが適当と考えられる。
- さらに、各園の利用実員が、新制度施行又は確認を受けた後2年間継続して利用定員の120%を超える場合には、当該2年間経過後から当該減算割合を適用する。
- ただし、都道府県の判断によっては、新制度施行時点から当該減算割合を適用することも可能。（現行の都道府県の私学助成で減額の仕組みがあるため、その継続性を重視して施行当初から減算を適用することも認める）
- なお、都道府県及び市町村は、連携して、学級の分割、教員の確保、施設設備の確保、超過して受入れている園児の転園のあっせんなどの対応を早急に講ずるよう適正化の指導を早急に行う。さらに、従わない場合には、認可の取り消し及び確認の取り消しも含めて、厳しく対応することが必要。

7

認可定員超過の私立幼稚園への対応(まとめ)

例) 認可定員175人で実際に245人を受け入れている私立幼稚園の場合



【参考】

175人認可定員 245人実利用人数の具体的な金額(公定価格による収入)イメージ

「その他地域」4歳以上児の基本分単価(月額)での算定例

(A) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【A】

(B) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【BA】
さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合94/100 適用 = 5,142,590円 ……【BA】'
その上でさらに、都道府県の判断により【C】'を下らない範囲での減額も可能

(C) ①基準適合定員が210人のケース
210人(181-210人規模) 23,890円 × 245人 = 5,853,050円
210人でしか認可基準に適合しないため210/245の減算適用 = 5,016,900円 ……【C】
さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合94/100 適用 = 4,715,880円 ……【C】'

②基準適合定員が175人のケース((B)の最下限額となる)
175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円
175人でしか認可基準に適合しないため175/245の減算適用 = 4,387,250円 ……【C】
さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合91/100 適用 = 3,992,390円 ……【C】'

(参考)認可定員が245人以上の場合

175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円

定員超過の減算割合91/100 適用の場合 = 5,589,350円

…利用定員175人で245人受け入れた場合

…利用定員175人で245人受け入れが2年連続した場合